

飯塚市有害鳥獣駆除補助金交付要綱

平成27年6月19日

飯塚市告示第242号

改正 H30-4、R3-161

(趣旨)

第1条 この告示は、市内でのイノシシ、ニホンジカ(以下「有害鳥獣」という。)による農作物、生活環境への被害を防止するため、有害鳥獣の駆除を行う者に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者等)

第2条 補助の対象となる有害鳥獣の駆除を行う者(以下「駆除員」という。)は、嘉穂飯塚猟友会と市が協議して定めた者で、市長から従事者証の交付を受けたものとする。

2 補助の対象となる有害鳥獣の駆除期間は、4月から5月まで(以下「第1期」という。)及び6月から7月まで(以下「第2期」という。)及び8月から10月まで(以下「第3期」という。)とする。

(R3-161一改)

3 補助の対象事業は駆除期間中に市内で行う有害鳥獣の駆除とし、補助の対象となる経費は次の各号に掲げる経費とする。

(1) 有害鳥獣の駆除報奨金

(2) 駆除員の狩猟により生じる損害の賠償に係る損害保険料

(3) 前2号に掲げるもののほか駆除員が有害鳥獣の駆除のために必要とする諸経費で市長が認めるもの

(補助金額)

第3条 補助金の額及び駆除1頭当たりの駆除報奨金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、第1期、第2期又は第3期それぞれの有害鳥獣の駆除期間の終了後10日以内に補助金交付申請書兼実績報告書を市長に提出しなければならない。

(R3-161一改)

2 前項の規定による補助金交付申請書兼実績報告書に添付すべき書類等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 駆除した有害鳥獣の尾
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が第3期の申請を行う場合であって既に第1期又は第2期の申請を行っているときは、第1期又は第2期の申請に係る補助金交付申請書兼実績報告書に添付した書類等を省略することができる。

(H30-4一改、R3-161一改)

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請が適正であると認めたときは、その旨を補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は前条の規定に基づき補助金の交付決定後、補助金交付請求書による請求に基づき補助金を交付する。

2 第2条第3項第1号に係る補助金の交付時期は6月、8月及び11月とし、同項第2号及び第3号に係る補助金の交付時期は6月とする。

(R3-161一改)

3 第2条第3項第1号に係る補助金は、第1期及び第2期については駆除1頭あたりの金額を8,000円とし、第3期については第1期、第2期及び第3期の期間の駆除実績に基づき支払うものとする。

(H30-4一改、R3-161一改)

(補助金交付の取消し)

第7条 この告示により補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかな場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還させることができるものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(飯塚市イノシシ等駆除補助金交付要綱の廃止)

2 飯塚市イノシシ等駆除補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第145号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、飯塚市イノシシ等駆除補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年1月12日 告示第4号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月27日 告示第161号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市有害鳥獣駆除補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。